

別表

第1 一般的事項

- 1 開発行為によって住民の生活環境その他の環境に悪影響を及ぼすことがないように適切な配慮がされること。
- 2 開発行為が現地形に沿って行われること及び開発行為による土石の移動量が必要最小限度であること。
- 3 みだりに人が立ち入ることを防止するため、開発行為を行う区域内の全周に囲いを設けること。この場合において、当該囲いの構造は、風圧その他の要因により容易に倒壊しない構造とすること。
- 4 出入口は、施錠できる構造とすること。
- 5 開発行為は、隣地境界線から1メートル以上後退して行うこと。ただし、開発予定地の隣地地権者の所在が不明のときは、敷地境界より2メートル以上後退して開発行為を行うこと。
- 6 開発行為の予定期間は、1年以内とすること。

第2 技術的基準

1 共通基準

切土、盛土等を行う場合は、その工法が法面の安定を確保するものであり、必要に応じ小段又は排水施設の設置が適切に講じられていること。

2 切土に関する基準

- (1) 切土は、階段状その他法面の安定を確保される形状により行うものであること。
- (2) 切土に関する法面の標準的な勾配は、次のとおりとする。

切土高	垂直1メートルに対する水平距離の比率
10メートル未満	1 : 1.0以上1 : 1.2以下
10メートル以上 15メートル未満	1 : 1.2以上1 : 1.5以下

- (3) 切土を行った後の地盤に滑りやすい地層がある場合には、その地盤に滑りが生じないようにくい打ちその他の措置が講じられていること。
- (4) 切土を行ったときは、その土質に応じた張り芝工、種子吹付工等の法面保護工を行うこと。
- (5) 高さが5メートル以上の切土が生じるときは、高さ5メートルごとに幅1.5メートル以上の小段を設けること。
- (6) 小段及び土羽尻には、表面排水施設を設置するとともに、その施設が土砂、草木等によって埋まらないように清掃、蓋をかける等必要な

措置を講ずること。

- (7) 自然崖を崖途中で切土するときは、切土の表面に自然崖からの表面水が流入しないように措置すること。

3 埋立て又は盛土に関する基準

- (1) 埋立て又は盛土（以下「埋立て等」という。）を実施するときは、厚さ20センチメートルから30センチメートルごとに、層状に繰返し締め固めをすること。
- (2) 埋立て等を実施するときは、基礎地盤の樹木、草木等を全て伐採除根すること。
- (3) 高さ3メートル以上の埋立て等には、高さ3メートルごとに幅2メートル以上の小段を設けるとともに、危険防止のため落石防止柵を設けることその他必要な措置を講ずること。
- (4) 小段及び土羽尻には、表面排水施設を設置するとともに、その施設が土砂等によって埋まらないように清掃、蓋をかける等必要な措置を講ずること。
- (5) 法面の崩壊を防止するため、芝、シガラ等による土留、種子吹付工等を行うこと。
- (6) 法面上部の排水は、法面方向へ流さないように、法面とは反対の方向に2パーセント以上の勾配をとること。
- (7) 粉じんが飛散するおそれのあるものについては、散水、シートで覆う等必要な措置を講ずること。
- (8) 上記のほか、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成14年埼玉県条例第64号）及び美里町土砂のたい積の規制に関する条例（平成16年条例第2号）の規定を遵守すること。

4 残土処分に関する基準

- (1) 残土処分は、残土処分場を設置し、土石の流出防止措置を講じて行われるものであること。
- (2) 残土処分場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮のうえ設定されていること。

5 その他の基準

- (1) 土石の落下による下斜面の荒廃を防止する必要があるときは、柵工の実施その他土石の落下を防止する措置が講じられていること。
- (2) 大規模な切土又は盛土を行うときは、融雪、豪雨等により災害が生じるおそれのないよう工事時期、工法等について、適切に配慮されていること。